

さいたま市告示第 1 2 4 6 号

さいたま市水道局告示第 1 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、令和 9 年度及び令和 1 0 年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約（以下「物品等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めたので、施行令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項(施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。)に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項(施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする営業品目について登録等を受けていないときは、当該営業品目に係る競争入札に参加することができない。

3 資格審査を受けることができない者

(1) 2 の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 申請日前 2 年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

(3) 1 4 (2) オ又はカに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から 3 年を経過しない者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市

内に営業所を有する場合等に限る。)について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

4 資格審査の申請区分等

- (1) 資格審査は、次表に掲げる業種に係る営業品目ごとに行う。

物品の販売	物品の賃貸	物品の買受け
印刷の請負	電子計算に関する業務	催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
建築物の管理に関する業務		

- (2) 申請することができる営業所は、主たる営業所（本店又は本社等をいう。）又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

5 資格審査の申請方法等

- (1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、埼玉県電子入札共同システムを利用して、競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を市長等にするものとする。

イ 電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

ウ 申請者は、別表1に掲げる書類を添えて、市長等に電子申請をするものとする。なお、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に申請したものとみなす。ただし、別表1に掲げる履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書については申請者が行う法人番号等の提供により、さいたま市の市税納税証明書については申請者の同意により、市長等が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

エ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表1にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。

- (2) 申請書等の取得方法

埼玉県ホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>

- (3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

- (ア) 定期受付

令和8年9月7日8時30分から令和8年11月13日23時まで

- (イ) 随時受付

令和9年4月5日から令和11年2月5日まで

イ 受付方法

共同受付窓口である埼玉県への電子申請とする。

ウ 申請先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 代理人は 1 人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

資格審査数値は、別表 2 (1) から (6) に定める経営財務状況の点数に、別表 2 (7) から (12) に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が 0 点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を 0 点とする。

また、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合」という。）であって、資格審査に係る営業品目の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者の経営財務状況の値は、別表 2 (6) に定める「営業期間」を除き当該組合と 5 以内の組合員の合計値を用いて算出するものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 等級区分は、8 で定める資格審査数値をもとに、一部の営業品目について等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う営業品目

建築物の管理に関する業務のうち、管理業務、運転業務及び点検・検査業務

イ 等級

A 級、B 級及び C 級の 3 級に区分する。

(2) 数値区分の決定

ア 各等級における数値区分は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表 2 のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表 1 及び別表 2 について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

1 1 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

(ア) 定期受付

定期受付による資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(イ) 随時受付

随時受付による資格の有効期間は、資格者名簿に登録された日（以下「資格登録日」という。）から令和11年3月31日までとする。なお、令和9年4月5日から令和11年2月5日までに受付した者に係る資格登録日は、毎月5日（5日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌開庁日）までに受付したものについては、翌月の1日とする。ただし、令和9年5月1日の登録は行わないものとする。

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和10年度の有効期間中に別に定める。

1 2 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

1 3 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に直ちに届け出るとともに、関係書類を共同受付窓口である埼玉県に提出するものとする。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

ア 2(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

1 4 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 2(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 13(1)又は同(2)(ウ、エ及びカに係るものに限る。)の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格審査申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 名簿登載者として不適当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。

エ 営業に関し必要な登録等の取消しを受けたとき。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

カ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

15 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

16 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請営業品目ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

17 その他

詳細は、埼玉県ホームページにて公開する令和9・10年度競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表 1

受付票・データ登録確認
確認書
「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の３）（写し可）【法人のみ対象】
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）（写し可）【個人事業主のみ対象】
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
申請日直前一事業年分の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）【法人のみ対象】
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
申請日直前一年分の所得税確定申告書の添付書類の写し（青色申告者は所得税青色申告決算書（表紙、月別売上（収入金額）及び仕入金額、貸借対照表）、白色申告者は収支内訳書）【個人事業主のみ対象】
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し
障害者雇用状況報告書の写し
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ９００１認証取得登録証の写し
ＪＡＢ又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ１４００１認証取得登録証の写し
同意書
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】

個別情報報告書	
契約実績表	
一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）	
以下のア～ウのいずれかの書類の写し【建築物管理のうち、管理業務、運転業務又は点検・検査業務を申請する場合のみ。以下同じ。】 ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証	
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し
	官公需適格組合の組合員ごとの格付情報内訳
	当該組合と組合員の申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書の写し
	当該組合と組合員の申請日直近の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）

別表 2

(1) 売上額

売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
点数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
点数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(7) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(8) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている者を加対象とする。

(9) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている者を加対象とする。

(10) ISO・エコアクション21認証取得

認証 取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

- ISO9001
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合
- ISO14001又はエコアクション21
JAB若しくはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合
なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加対象とする。

(11) その他

締結 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市SDGs認証企業、 さいたま市健康経営企業 又はさいたま健幸ネットワーク	
	有	無
点数	5点	0点

以下のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健幸ネットワークに加入している者
なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得等を加対象とする。

(12) 入札参加停止

入札参加停止	令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき－1点